

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「障害者基本法」の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」及び「守谷市障害者福祉計画（後期計画）」の理念である「すべての人が自分らしく生きることができるまち」をさらに推し進めるため、「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」の基本理念を、

**地域社会で自立し
自分らしく生きることができるまち**

と定めます。

障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で家族や近隣の人々とともに、安心して暮らすことができるよう、権利や尊厳が保持され、必要とするサービスや支援が整い、その人が望む生活を送ることができる社会の実現を目指すため、守谷市地域福祉計画で謳われている「地域社会で自立し」という文言を追加したものとなっています。

2 計画策定の視点

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」の策定にあたり、共通となる視点として3つを掲げ、施策を推進します。

障がいの有無にかかわらず、相互の個性の違いと多様性を尊重し、ともに支え合って生活できる社会

障がいの有無にかかわらず、安心して生活できるよう必要な時に必要とするサービスや支援が受けられる社会

障がいの有無にかかわらず、社会参加ができるよう適切な支援や配慮が受けられ、社会的障壁を除去し自立できる社会

3 計画の目標

(1) 施策推進の目標

基本理念の実現に向け、計画策定の視点を踏まえ、分野別に次の3つの施策目標を設定し、分野別施策を推進します。なお、「守谷市障害者福祉計画（後期計画）」の内容と変更ないものとしていますが、全ての市民がともに支え合う環境づくりを醸成する観点から、施策目標のうち「ともに築く福祉のまちづくり」を最優先の目標として位置づけています。

1 とともに築く福祉のまちづくり

全ての市民が互いを尊重し、ともに支え合いながら住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、多様な支え合いの活動や交流を促すとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及促進をはじめ、誰もが安心して暮らせる「安心・安全の環境づくり」に向けた施策を一体的に推進します。

2 地域で自立した主体的な生活の支援

様々な障がいをもつ人も地域の中にあって安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の総合的な連携のもとに地域での自立した主体的な生活を支援するための施策を一体的に推進します。

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

障がいのある人も地域の一員として「ともに学び、ともに働き、ともに地域を創る」ことを基本に捉えながら、子どもの可能性を最大限に引き出す教育・療育体制の充実から多様な就労の促進等、それぞれのライフステージに沿って、社会参加への支援と一人ひとりが自立できる施策を一体的に推進します。

(2) 計画策定の着目点

守谷市地域福祉計画において「地域福祉」とは、「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域市民が主役となって進める地域づくり、支え合いづくりの取り組みを指す」と定義されています。

こうした視点から、市民と行政との協働により、障がいの有無にかかわらず、地域に住む全ての人が住みやすく、暮らしやすい社会を構築することが大切です。そのためにも「障がい」や「障がいの特性」等について理解を深め、障がいのある人やその家族が「障がい」があることによって感じる様々な障壁（気まずさ）を除去することで、社会参加を容易にする環境づくりが必要です。

この計画では、以上のことを踏まえて、全ての市民が「障がい」や「障がいの特性」等を理解し、「地域福祉」を実現するため、分野別施策を推進します。

4 計画における施策の柱

(1-1) ともに支え合うまちづくりの推進

「障がい」や「障がいの特性」等について理解や認識を深めるため、啓発や学習の機会の提供及びボランティア活動を通じて交流活動等を推進します。

(1-2) 安心・安全な生活環境づくり

障がいのある人も安心・安全な生活を送れる環境を整備するために、施設におけるバリアフリー化や歩道の整備、緊急時の避難等の支援体制づくりを推進します。

(2-1) 相談支援と権利擁護の推進

障がいのある人も普通に日常生活が送れるよう、ライフステージに応じた相談が受けられる支援体制の整備及び権利擁護等の普及・促進に努めます。

(2-2) 生活支援サービスの充実

障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で暮らしていけるよう、自立を促すための支援体制の整備・充実に努めます。

(2-3) 保健・予防の充実

近年、こころの病のある人が年々増加していることから、「こころの健康」に関する理解の促進や適切な医療及びこころの病のある人やその家族からの相談を受けられる体制の整備を図ります。また、難病患者が適切な福祉サービスや医療を受けられる体制の整備を図ります。

(3-1) 教育の充実

障がいのある児童の一人ひとりのニーズに合った支援を受けられるよう、就学前教育・保育や学校教育の充実に努めます。

(3-2) 雇用・就労の促進

障がいのある人が自立し、地域社会に参加できるよう、障がいのある人の雇用に対する理解・促進に努める等、雇用機会の拡大を図るとともに、福祉的就労についてもその環境の整備に努めます。

(3-3) 社会参加の促進

障がいのある人も社会に積極的に参加する上で、安全で快適に移動し、その活動する範囲が広がるよう体制の整備を図ります。また、趣味やスポーツ・レクリエーション等の余暇を楽しむ活動を通じ、障がいのある人も生きがいを持って暮らせるよう支援します。

5 施策の体系

「守谷市障がい者福祉計画（第2期）」の基本理念や基本目標について、次のような体系となります。

